

神奈川県	
市区町村数	33

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有					問4-1 無
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	
					24	26	6				32				
14	100	横浜市	政策経営局男女共同参画推進課	1	1	1	1	横浜市男女共同参画推進条例	2001年4月1日	2001年4月1日		第5次横浜市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
14	130	川崎市	人権・男女共同参画室	1	2	1	1	男女平等かわさき条例	2001年6月29日	2001年10月1日		第5期川崎市男女平等推進行動計画(かわさき☆かがやきプラン)	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1
14	150	相模原市	市民局 人権・男女共同参画課	1	2	1	1	さがみはら男女共同参画推進条例	2004年3月26日	2004年4月1日		第3次さがみはら男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2028年3月	1	1
14	201	横須賀市	人権・ダイバーシティ推進課	1	1	2	1	横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例	2001年12月21日	2002年4月1日		第6次横須賀市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
14	203	平塚市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1				4	ひらつか男女共同参画プラン2024	2024年4月 ~ 2032年3月	1	2
14	204	鎌倉市	地域共生課	1	2	1	1	鎌倉市男女共同参画推進条例	2007年1月4日	2007年2月1日		かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画(第3次)】	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1
14	205	藤沢市	人権男女共同平和国際課	1	2	1	1				4	ふじさわジェンダー平等プラン2030~藤沢市男女共同参画計画~	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1
14	206	小田原市	人権・男女共同参画課	1	1	1	2				4	第3次おだわら男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
14	207	茅ヶ崎市	多様性社会推進課	1	2	1	1				4	茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画	2023年4月 ~ 2031年3月	1	1
14	208	逗子市	市民協働部市民協働課	1	2	1	1	逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例	2022年6月20日	2022年10月1日		ずし男女平等参画プラン2030	2023年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1
14	210	三浦市	市民協働課	1	2	1	1				4	第3次みうら男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
14	211	秦野市	市民相談人権課	1	2	1	1				4	第4期はだの男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
14	212	厚木市	市民協働推進課	1	2	1	1				4	第4次厚木市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
14	213	大和市	国際・男女共同参画課	1	2	1	1				4	第3次やまと男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2025年3月	1	1
14	214	伊勢原市	人権・広聴相談課	1	2	1	1				4	第3次伊勢原市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
14	215	海老名市	市民相談課	1	2	1	1				4	第3次海老名市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2025年3月31日	1	1
14	216	座間市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1				4	第三次ざま男女共同参画プラン	2023/4/1 ~ 2031/3/31	1	1
14	217	南足柄市	市民協働課	1	1	1	1				4	みなみあしがら男女共同参画プラン(第5次)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
14	218	綾瀬市	市民活動推進課	1	2	2	1				4	第3次あやせ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1
14	301	葉山町	町民健康課	1	2	2	1				4	男女共同参画プランはやま(第4次)	2021年4月 ~ 2025年3月	1	2
14	321	寒川町	町民窓口課	1	2	1	1				4	第5次さむかわ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1
14	341	大磯町	町民課	1	2	1	2				4	第3次大磯町男女共同参画推進プラン	2021年 ~ 2025年	1	1
14	342	二宮町	地域政策課	1	2	1	2				4	にのみやジェンダー平等プラン~第3次二宮町男女共同参画計画~	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1
14	361	中井町	地域防災課	1	2	2	1				4	中井町男女共同参画プラン改訂版	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1
14	362	大井町	協働推進課	1	2	1	1				4	大井町男女共同参画プラン(第3次)	2022/4/1 ~ 2027/3/31	1	1
14	363	松田町	定住少子化担当室	1	2	2	1				4	松田町男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
14	364	山北町	地域防災課	1	2	2	2				4	やまきた男女共同参画プラン改訂版	2019年3月 ~ 2029年3月	1	1	
14	366	開成町	企画政策課	1	2	2	2				4	第4次かいせい男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
14	382	箱根町	総務部町民課	1	2	1	1				4	はこね男女共同参画推進プラン(第2次)	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1	
14	383	真鶴町	政策推進課	1	2	2	2				4	まなづる男女共同参画プラン改訂版	2021年3月 ~ 2031年3月	1	1	
14	384	湯河原町	地域政策課	1	2	1	1				4					1
14	401	愛川町	総務部住民協働課	1	2	1	1				4	第3次愛川町男女共同参画基本計画	2024年4月 ~ 2036年3月	1	1	
14	402	清川村	生涯学習課	2	2	2	2				4	清川村男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	2	1	

<選択肢回答>

所属	庁内連絡会議	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	現在の状況
1 首長部局	1 有	現在の状況	女性活躍推進法の推進計画との関係	1 策定予定有
2 教育委員会	2 無	1 2025年3月末までの制定を目的に検討中	1 一体	2 策定予定無
		2 2024年度以降の制定を目的に検討中	2 一体でない	
事務所掌	諮問機関	3 その他	計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)	
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有	4 検討していない	1 単独計画として策定	
2 1ではない	2 無		2 総合計画の一部として策定	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)													
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営		
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他	
8							2	6	3	5	0	4	5	0		
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜	フォーラム	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町435-1	045-862-5050	045-862-4671	https://www.women.city.yokohama.jp/y/	○		○			○	
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜南	フォーラム南太田	232-0006	横浜市南区南太田1-7-20	045-714-5911	045-714-5912	https://www.women.city.yokohama.jp/m/	○		○			○	
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜北	アートフォーラムあざみ野	225-0012	横浜市青葉区あざみ野南1-17-3	045-910-5700	045-910-5755	https://www.women.city.yokohama.jp/a/		○	○			○	
14	130	川崎市	川崎市男女共同参画センター	すくらむ21	213-0001	神奈川県川崎市高津区溝口2丁目20番1号	044-813-0808	044-813-0864	https://www.scrum21.or.jp/		○	○			○	
14	150	相模原市	相模原市立男女共同参画推進センター	ソレイユさがみ	252-0143	神奈川県相模原市緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内	042-775-1775	042-775-1776	https://www.soleilsagami.jp		○	○		○	○	
14	201	横須賀市	デュオよこすか	デュオよこすか	238-0041	横須賀市本町2-1 横須賀市立総合福祉会館5階	046-822-0804	046-822-0804	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0531/20130710dyuo.html		○	○			○	
14	203	平塚市														
14	204	鎌倉市														
14	205	藤沢市														
14	206	小田原市														
14	207	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	いこりあ	253-0044	神奈川県茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階	0467-57-1414	0467-57-1666	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shisetsu_info/s_others/1002753.html		○	○		○		
14	208	逗子市														
14	210	三浦市														
14	211	秦野市														
14	212	厚木市														
14	213	大和市														
14	214	伊勢原市														
14	215	海老名市														
14	216	座間市														
14	217	南足柄市	南足柄市女性センター		250-0105	神奈川県南足柄市関本591-1 ヴェルミ3 3階	0465-73-8211	0465-70-1832	https://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/shisetsu/siminkatsudou/jyosei_center.html		○	○		○		
14	218	綾瀬市														
14	301	葉山町														
14	321	寒川町														
14	341	大磯町														
14	342	二宮町														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営						
												指定管理者	その他	直営	指定管理者	直営	その他				
14	361	中井町																			
14	362	大井町																			
14	363	松田町																			
14	364	山北町																			
14	366	開成町																			
14	382	箱根町																			
14	383	真鶴町																			
14	384	湯河原町																			
14	401	愛川町																			
14	402	清川村																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤(雇用)の定めない職員	非常勤(雇用)の定めない職員		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			8					8	7	7	8	1	3	4	1	3	
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜	1988年9月10日	14	13	316,994	○	○	○	○	○		○			
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜南	2005年4月1日	4	3	110,822	○	○	○	○					○	
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜北	2005年10月29日	6	4	157,138	○	○	○	○			○		○	
14	130	川崎市	川崎市男女共同参画センター	1999年9月1日	0	26	13,110	○	○	○	○		○	○		○	一時保育事業 登録団体への支援等
14	150	相模原市	相模原市立男女共同参画推進センター	2000年4月17日	7	15	37,361	○	○	○	○		○	○			
14	201	横須賀市	デュオよこすか	1995年7月1日	0	8	10,643	○	○	○	○		○				
14	203	平塚市															
14	204	鎌倉市															
14	205	藤沢市															
14	206	小田原市															
14	207	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	1998年3月1日	4	1	2,962	○	○		○				○		平和事業
14	208	逗子市															
14	210	三浦市															
14	211	秦野市															
14	212	厚木市															
14	213	大和市															
14	214	伊勢原市															
14	215	海老名市															
14	216	座間市															
14	217	南足柄市	南足柄市女性センター	1994年10月3日	2	9	34,334	○		○	○						
14	218	綾瀬市															
14	301	葉山町															
14	321	寒川町															
14	341	大磯町															
14	342	二宮町															
14	361	中井町															
14	362	大井町															
14	363	松田町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）																		
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業													
					常勤 の 定 め が な い 職 員	非 常 勤 の 定 め が あ る 職 員		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他				
14	364	山北町																			
14	366	開成町																			
14	382	箱根町																			
14	383	真鶴町																			
14	384	湯河原町																			
14	401	愛川町																			
14	402	清川村																			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2024年7月1日現在)														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
			2			19	1	5.3	36	5	13.9	14	1	7.1	13	0	0.0	7,134	743	10.4
14	100	横浜市				1	0	0.0	4	1	25.0							2833	356	12.6
14	130	川崎市				1	0	0.0	3	0	0.0							608	60	9.9
14	150	相模原市	2000年7月6日	さがみはら男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	3	1	33.3							583	62	10.6
14	201	横須賀市				1	0	0.0	2	0	0.0							363	26	7.2
14	203	平塚市				1	0	0.0	2	0	0.0							225	21	9.3
14	204	鎌倉市				1	0	0.0	2	0	0.0							178	17	9.6
14	205	藤沢市				1	0	0.0	2	0	0.0							474	76	16.0
14	206	小田原市				1	0	0.0	2	0	0.0							250	6	2.4
14	207	茅ヶ崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							135	11	8.1
14	208	逗子市				1	0	0.0	1	0	0.0							78	16	20.5
14	210	三浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							54	5	9.3
14	211	秦野市				1	0	0.0	2	0	0.0							235	10	4.3
14	212	厚木市				1	0	0.0	2	0	0.0							214	7	3.3
14	213	大和市				1	0	0.0	2	1	50.0							160	15	9.4
14	214	伊勢原市				1	0	0.0	1	0	0.0							101	10	9.9
14	215	海老名市				1	0	0.0	2	1	50.0							60	1	1.7
14	216	座間市				1	1	100.0	1	0	0.0							173	27	15.6
14	217	南足柄市				1	0	0.0	1	1	100.0							34	2	5.9
14	218	綾瀬市	2002年7月7日	綾瀬市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							14	1	7.1
14	301	葉山町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	3	10.7
14	321	寒川町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	2	9.1
14	341	大磯町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
14	342	二宮町										1	1	100.0	1	0	0.0	20	0	0.0
14	361	中井町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
14	362	大井町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	2	5.0
14	363	松田町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
14	364	山北町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	2	3.8
14	366	開成町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
14	382	箱根町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
14	383	真鶴町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	1	11.1
14	384	湯河原町										1	0	0.0	0	0		11	0	0.0
14	401	愛川町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
14	402	清川村										1	0	0.0	1	0	0.0	32	3	9.4

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1					調査時点コード																		
		問8-1			問8-2					審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他											
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員												女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数							うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)
	小計								2,145	1,825	30,196	10,684	35.4		1,491	1,332	18,892	6,176	32.7	177	110	1,052	194	18.4	957	104	10.9	989	106	10.7											
14	100	横浜市		2026年3月	女性割合40%未満の附属機関数30機関(3人以下の附属機関除く)	187	186	2,551	1,062	41.6	地方自治法及び地方公営企業法に基づき法律または条令により設置する附属機関(休止中及び委員未委嘱の審議会は対象外とする)	187	186	2,551	1,062	41.6	6	5	140	22	15.7	58	8	13.8	59	8	13.6	1		1											
14	130	川崎市	40.0	2026年3月		277	257	4,028	1,379	34.2	地方自治法138条の4の規定に基づき設置された附属機関及びその部会、地方自治法第174条の規定に基づき設置された専門委員、要綱等に基づき開催される懇談会等	126	119	2,904	1,035	35.6	6	4	49	13	26.5	64	4	6.3	65	4	6.2	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日	1									
14	150	相模原市	40.0	2028年3月		156	135	2,207	809	36.7	法律、条例、要綱により設置している審議会等	83	74	1,165	417	35.8	6	3	38	5	13.2	44	5	11.4	45	5	11.1	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日								
14	201	横須賀市	40.0		審議会等の設置及び運営に関する要綱で定めている。	89	80	1,141	333	29.2	審議会等のうち、休止及び委員未設定の審議会等を除いたもの	89	80	1,141	333	29.2	6	5	29	9	31.0	33	3	9.1	34	3	8.8	2	2023年8月1日	2	2023年8月1日	1									
14	203	平塚市	30.0	2028年3月		79	64	816	216	26.5		66	59	761	203	26.7	6	4	50	8	16.0	34	2	5.9	35	2	5.7	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日								
14	204	鎌倉市			毎年度「男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないものとする」	65	63	689	285	41.4	地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条令に基づき設置される附属機関及び市の事務について検討、研究等を行うため要綱等に基づき設置される委員会、協議会等	59	58	625	256	41.0	6	5	29	11	37.9	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1											
14	205	藤沢市	50.0	2031年3月		258	253	7,749	3,259	42.1	法律・条例・要綱・要領による協議会及び任意の会議、実行委員会	55	52	722	228	31.6	6	6	44	10	22.7	39	4	10.3	40	4	10.0	1		1											
14	206	小田原市		2027年3月	40%以上60%未満	107	44	589	200	34.0	審議会の設置根拠が法律・条令・要綱によるもの	49	43	575	199	34.6	6	5	37	6	16.2	38	6	15.8	39	6	15.4	1		1											
14	207	茅ヶ崎市			2031年3月を目途に女性委員の割合を40%以上、60%以下とする	75	64	876	252	28.8	すべての審議会	75	64	871	252	28.9	6	5	31	8	25.8	44	5	11.4	45	5	11.1	2	2023年12月1日	2	2023年12月1日	1									
14	208	逗子市	40.0	2031年3月		80	66	745	232	31.1	市におけるすべての審議会等	40	32	360	119	33.1	5	2	17	3	17.6	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1											
14	210	三浦市		2026年3月	30%以上	58	45	667	211	31.6	1 法律または政令により設置されている審議会等 2 法律により設置されている委員会等 3 会則・規約等により設置されている懇親会、会議等 4 規則・要綱により設置されている	26	18	282	56	19.9	6	5	37	6	16.2	35	4	11.4	36	4	11.1	1		1											
14	211	秦野市	40.0	2026年3月		46	41	582	161	27.7	法令・条例等により設置されている審議会等	47	43	579	161	27.8	6	2	29	2	6.9	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1											
14	212	厚木市	45.0	2028年3月		74	68	800	240	30.0	地方自治法第138条の4第3項の規定により設置されている機関	74	68	800	240	30.0	6	4	31	5	16.1	32	2	6.3	33	2	6.1	1		1											
14	213	大和市	36.0	2024年4月		56	43	512	151	29.5		42	40	480	146	30.4	6	3	32	5	15.6	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1											
14	214	伊勢原市	40.0	2028年3月		52	51	603	210	34.8	法律により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)、条例、規則、要綱等により設置されている会議等	35	34	425	131	30.8	5	2	37	4	10.8	27	6	22.2	28	6	21.4	1		1											
14	215	海老名市	35.0	2025年3月		42	39	505	144	28.5		12	12	184	54	29.3	5	2	34	4	11.8	32	5	15.6	33	5	15.2	1		1											
14	216	座間市	50.0	2031年4月		76	53	1,011	397	39.3		37	30	501	169	33.7	5	2	26	2	7.7	31	4	12.9	32	5	15.6	1		1											
14	217	南足柄市	40.0			40	36	410	118	28.8	附属機関等	32	30	274	85	31.0	5	3	21	5	23.8	22	4	18.2	23	4	17.4	1		1											
14	218	綾瀬市	40.0	2026年3月		55	45	868	310	35.7	市の附属機関	41	29	389	127	32.6	5	3	28	6	21.4	34	1	2.9	35	1	2.9	1		1											
14	301	葉山町				0	0	0	0			32	28	280	89	31.8	5	4	22	6	27.3	27	5	18.5	28	5	17.9	1		1											
14	321	寒川町	32.0	2025年3月		23	17	264	59	22.3	地方自治法第203条の3該当	25	21	347	118	34.0	5	4	21	6	28.6	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1											
14	341	大磯町	50.0	2025年3月		28	21	251	67	26.7		23	16	220	60	27.3	5	5	31	7	22.6	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1											
14	342	二宮町	40.0	2033年3月		26	20	226	70	31.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用率	26	20	226	70	31.0	5	3	25	4	16.0	23	1	4.3	24	2	8.3	1		1											
14	361	中井町				0	0	0	0			15	13	158	44	27.8	5	3	20	3	15.0	15	1	6.7	16	1	6.3	1		1											
14	362	大井町				0	0	0	0			24	20	266	64	24.1	5	1	23	2	8.7	21	4	19.0	22	4	18.2	1		1											
14	363	松田町	30.0	2026年		21	17	264	52	19.7	法令・条例等により設置されている審議会	21	17	264	52	19.7	5	3	22	4	18.2	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1											
14	364	山北町	30.0	2025年3月		56	44	752	178	23.7		9	9	107	30	28.0	5	3	20	5	25.0	16	1	6.3	17	1	5.9	1		1											
14	366	開成町	40.0	2026年3月		28	0	273	81	29.7		25	22	235	75	31.9	5	3	26	7	26.9	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1											
14	382	箱根町	30.0	2025年3月		29	21	256	57	22.3	地方自治法第180条の5・第202条の3	25	19	243	53	21.8	4	2	13	4	30.8	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1											
14	383	真鶴町				0	0	0	0			16	12	145	35	24.1	5	3	21	4	19.0	13	0	0.0	14	0	0.0	1		1					2	2023年4月1日					
14	384	湯河原町				0	0	0	0			18	13	216	56	25.9	5	3	23	4	17.4	25	5	20.0	26	5	19.2	1		1											
14	401	愛川町	30.0	2030年3月		40	34	398	102	25.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	37	32	378	96	25.4	5	1	24	1	4.2	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1											
14	402	清川村	35.0	2025年3月		22	18	163	49	30.1	地方自治法第180条の5に基づく委員会及び同法第202条の3に基づく審議会	17	16	141	46	32.6	5	2	22	3	13.6							1		1											

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況										調査時点コード	その他	問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					調査時点コード	その他														
			うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち管理職数																								
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職管理職数	女性比率(%)	部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)				うち一般行政職課長相当職	うち女性数			女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職課長補佐相当職			うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)
			6,069	1,125	18.5	4,243	716	16.9	1,278	193	15.1	888	118	13.3	440	63	14.3	322	39	12.1	4,351	869	20.0	3,033	559	18.4	4,175	1,002	24.0	2,667	623	23.4	8,760	2,618	29.9	5,103	1,288	25.2					399	53						
14	100	横浜市	1,672	341	20.4	1,148	225	19.6	465	89	19.1	306	53	17.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1,207	252	20.9	842	172	20.4	738	156	21.1	497	104	20.9	3,108	924	29.7	2,027	594	29.3	1				84	12	14.3	64	4	6.3	2	2024年4月11日
14	130	川崎市	1,173	223	19.0	725	112	15.4	339	52	15.3	179	23	12.8	0	0	0.0	0	0	0.0	834	171	20.5	546	89	16.3	667	133	19.9	400	71	17.8	1,821	485	26.6	1,056	190	18.0	1				37	6	16.2	11	1	9.1	1	
14	150	相模原市	492	115	23.4	413	111	26.9	42	7	16.7	39	6	15.4	87	19	21.8	77	17	22.1	363	89	24.5	297	88	29.6	621	145	23.3	509	139	27.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1				24	7	29.2	6	2	33.3	1	
14	201	横浜賀市	196	24	12.2	135	15	11.1	31	2	6.5	26	2	7.7	48	3	6.3	36	2	5.6	117	19	16.2	73	11	15.1	192	32	16.7	133	23	17.3	546	110	20.1	297	64	21.5	1				30	3	10.0	2	0	0.0	1	
14	203	平塚市	347	66	19.0	235	23	9.8	30	4	13.3	19	3	15.8	3	2	66.7	0	0	0.0	314	60	19.1	216	20	9.3	0	0	0.0	0	0	0.0	30	3	10.0	24	1	4.2	1				24	3	12.5	5	0	0.0	1	
14	204	鎌倉市	122	13	10.7	102	12	11.8	13	2	15.4	12	2	16.7	33	3	9.1	29	2	6.9	76	8	10.5	61	8	13.1	101	32	31.7	64	21	32.8	192	44	22.9	125	32	25.6	1				7	2	28.6	2	0	0.0	1	
14	205	藤沢市	343	58	16.9	226	28	12.4	32	4	12.5	23	1	4.3	82	14	17.1	53	5	9.4	229	40	17.5	150	22	14.7	394	127	32.2	206	65	31.6	1,291	539	41.8	497	151	30.4	1				23	3	13.0	8	1	12.5	1	
14	206	小田原市	148	14	9.5	113	11	9.7	26	3	11.5	22	3	13.6	29	2	6.9	20	2	10.0	93	9	9.7	71	6	8.5	128	22	17.2	99	11	11.1	238	52	21.8	138	13	9.4	1				12	2	16.7	0	0	0.0	2	2024年8月13日
14	207	茅ヶ崎市	185	47	25.4	100	20	20.0	27	3	11.1	21	2	9.5	0	0	0.0	0	0	0.0	158	44	27.8	79	18	22.8	443	111	25.1	193	36	18.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1				17	2	11.8	2	0	0.0	1	
14	208	逗子市	63	11	17.5	52	10	19.2	12	2	16.7	11	2	18.2	9	1	11.1	8	1	12.5	42	8	19.0	33	7	21.2	1	0	0.0	1	0	0.0	69	24	34.8	44	18	40.9	1				6	1	16.7	1	0	0.0	1	
14	210	三浦市	75	11	14.7	52	3	5.8	19	1	5.3	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	56	10	17.9	39	3	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	83	26	31.3	61	14	23.0	1				5	0	0.0	2	0	0.0	1	
14	211	秦野市	132	23	17.4	95	17	17.9	20	1	5.0	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	112	22	19.6	77	16	20.8	142	23	16.2	106	21	19.8	0	0	0.0	0	0	0.0	1				18	2	11.1	6	0	0.0	1	
14	212	厚木市	179	29	16.2	118	18	15.3	23	1	4.3	21	1	4.8	21	2	9.5	11	0	0.0	135	26	19.3	86	17	19.8	2	0	0.0	0	0	0.0	321	103	32.1	157	29	18.5	1				9	2	22.2	1	0	0.0	1	
14	213	大和市	139	20	14.4	89	9	10.1	19	1	5.3	17	1	5.9	58	8	13.8	28	2	7.1	62	11	17.7	44	6	13.6	53	21	39.6	17	8	47.1	269	81	30.1	138	36	26.1	1				11	0	0.0	2	0	0.0	1	
14	214	伊勢原市	116	23	19.8	81	13	16.0	39	8	20.5	36	7	19.4	0	0	0.0	0	0	0.0	77	15	19.5	45	6	13.3	129	26	20.2	88	18	20.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1				5	0	0.0	2	0	0.0	1	
14	215	海老名市	109	19	17.4	83	17	20.5	15	0	0.0	13	0	0.0	51	8	15.7	44	7	15.9	43	11	25.6	26	10	38.5	71	25	35.2	37	14	37.8	68	10	14.7	48	9	18.8	1				8	1	12.5	1	0	0.0	1	
14	216	座間市	81	17	21.0	57	14	24.6	14	2	14.3	12	2	16.7	6	0	0.0	3	0	0.0	61	15	24.6	42	12	28.6	120	44	36.7	50	15	30.0	61	9	14.8	48	6	12.5	1				7	2	28.6	2	0	0.0	1	
14	217	南足柄市	49	13	26.5	44	11	25.0	9	0	0.0	9	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	35	13	37.1	30	11	36.7	5	1	20.0	5	1	20.0	47	15	31.9	36	10	27.8	1				8	1	12.5	0	0	0.0	1	
14	218	綾瀬市	67	12	17.9	54	9	16.7	34	6	17.6	29	4	13.8	0	0	0.0	0	0	0.0	33	6	18.2	25	5	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	123	28	22.8	70	20	28.6	1				7	1	14.3	1	0	0.0	1	
14	301	葉山町	33	3	9.1	26	1	3.8	8	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	3	12.0	19	1	5.3	31	7	22.6	20	5	25.0	44	17	38.6	25	8	32.0	1				6	0	0.0	3	0	0.0	1	
14	321	寒川町	45	7	15.6	35	7	20.0	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	7	20.0	25	7	28.0	47	19	40.4	38	14	36.8	41	13	31.7	36	9	25.0	1				4	1	25.0	1	0	0.0	1	
14	341	大磯町	46	7	15.2	35	4	11.4	11	1	9.1	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	6	17.1	25	3	12.0	30	9	30.0	17	5	29.4	44	16	36.4	25	8	32.0	1				5	0	0.0	2	0	0.0	1	
14	342	二宮町	36	4	11.1	30	4	13.3	11	2	18.2	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	2	8.0	20	2	10.0	8	2	25.0	4	1	25.0	58	14	24.1	42	9	21.4	1				6	1	16.7	1	0	0.0	1	
14	361	中井町	14	2	14.3	14	2	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	2	14.3	14	2	14.3	22	3	13.6	22	3	13.6	25	14	56.0	25	14	56.0	1				6	1	16.7	1	0	0.0	1	
14	362	大井町	15	1	6.7	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	13	1	7.7	13	1	7.7	10	4	40.0	6	2	33.3	40	14	35.0	24	4	16.7	1				4	0	0.0	0	0	0.0	1	
14	363	松田町	13	4	30.8	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	3	1	33.3	3	1	33.3	10																													

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査

都道府県	市区町村	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
14	204	鎌倉市	1	鎌倉市職員旧姓使用取扱要綱 第2条職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鎌倉市議会	1	2	1	鎌倉市議会会議規則 (欠席の届出) 第3条 議員は、公務、病気、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届けなければならない。	2		1	1	1	1	1	
14	205	藤沢市	1	藤沢市職員服務規程 第5条の2 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令、条例その他の規程に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものとして市長が認めるものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によつて戸籍上の氏を改めた後も婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。	藤沢市議会	1	2	1	藤沢市議会会議規則、藤沢市議会委員会条例 藤沢市議会会議規則第3条 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 藤沢市議会委員会条例第11条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席(第12条の2に規定するオンラインによる出席を含む、第16条、第18条ただし書、第21条ただし書、第25条ただし書、第31条第1項、第41条第2項、第49条第1項、第51条第2項、第52条第1項ただし書及び第62条第1項第2号において同じ。)ができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
14	206	小田原市	1	小田原市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものとして次に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1)職員名簿 (2)座席表 (3)事務分担表 (4)名札 (5)起案文書における起案者氏名及び押印(決裁責任者の押印を除く) (6)研究論文等の記名 (7)復命書、事務引継書その他専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で、公務執行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が判断するもの	小田原市議会	1	3	1	小田原市議会会議規則 第3条 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	4	1	1	
14	207	茅ヶ崎市	1	茅ヶ崎市職員服務規程 (旧姓の使用) 第10条 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、別に定める基準に基づき、市長の承認を受けて、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することができる。	茅ヶ崎市議会	1	2	1	茅ヶ崎市議会会議規則 (欠席又は遅参若しくは早退の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会の会議に出席することができないときは、遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない理由により届け出ることができないときは、その理由がなくなった後速やかに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のために出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出席したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席又は遅参若しくは早退の届出) 第93条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会の会議に出席することができないときは、遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに委員長に届けなければならない。ただし、やむを得ない理由により届出をすることができないときは、その理由がなくなった後速やかに委員長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、委員が出席のために出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出席したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1
14	208	逗子市	1	逗子市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、別表に掲げる文書等に使用する氏について、任命権者に旧姓使用の申出を行った場合は、旧姓を使用するものとする。口	逗子市議会	1	2	1	逗子市議会会議規則 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席することができないときは、その理由を付け、開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のために会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。口	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7							
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
14	210	三浦市	2	三浦市議会	1	2	1	三浦市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その理由及び日数(出産のため出席できない場合にあつては、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあつては、14週間前)の日)から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内日数を記載した欠席届を当日の開議時刻までに議長に提出しなければならない。 第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その理由及び日数(出産のため出席できない場合にあつては、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあつては、14週間前)の日)から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内日数を記載した欠席届を当日の開議時刻までに委員長に提出しなければならない。	1		三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 議会の会議等 次に掲げるものをいう。 ア 議会の定例会及び臨時会の会議 イ 三浦市議会委員会条例(昭和46年三浦市条例第10号)に基づき設置された委員会の会議 ウ 三浦市議会議員政治倫理条例(平成15年三浦市条例第13号)に基づき設置された審査会の会議 エ 三浦市議会会議規則第160条に規定する協議又は調整を行うための場 (2) 公務上の災害等 三浦市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年三浦市条例第15号)に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。 (3) 長期欠席 疾病その他の事由により、議会の会議等を欠席した日(以下「欠席開始日」という。)から、同日後において議会の会議等に最初に出席した日(以下「復帰日」という。)の前日又は議員の職を離れた日のいずれかの日までの期間(以下「欠席期間」という。)が90日を超える欠席をいう。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者又はそれぞれの基準日前1月以内に任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者(当該基準日において在職していた者を除く)であつて、それぞれの基準日前6月の間(以下この条において「期末手当減額対象期間」という。)において長期欠席があつたものに支給される期末手当の額は、条例第4条第2項の規定にかかわらず、これらの者が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の現日数で除し、その得た額に前条第1項各号に掲げる区分ごとのその期末手当減額対象期間における長期欠席の日数を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額をその者が受けるべき期末手当の額から減額して得た額とする。	1	1	1	1	1	1
14	211	秦野市	2	秦野市議会	1	2	1	秦野市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
14	212	厚木市	1	厚木市議会	1	2	1	厚木市議会会議規則 (欠席の届出) 第82条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
14	213	大和市	1	大和市議会	1	2	1	大和市議会会議規則 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
14	214	伊勢原市	1	伊勢原市議会	1	3	1	伊勢原市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査

都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
14	215	海老名市	1	海老名市職員旧姓使用取扱要綱、海老名市職員通称使用取扱要綱 【海老名市職員旧姓使用取扱要綱過去】 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれがないものについて、旧姓を使用することができるものとする。 【海老名市職員通称使用取扱要綱】 第3条 この要綱の規定による承認を受けた職員が通称を使用することができる文書等は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれがないものについて、通称を使用することができるものとし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	海老名市議会	1	2	1	海老名市議会会議規則 第3条 2議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。 第83条 2委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出しなければならない。	2		1	1	1	1	1	1	
14	216	座間市	1	座間市職員旧姓等使用取扱要綱 第3条 職員は、法令等の規定に反することなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓等を使用することができる。	座間市議会	1	4	2		2		2	2	2	2	1		
14	217	南足柄市	2		南足柄市議会	1	3	1	南足柄市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
14	218	綾瀬市	1	綾瀬市職員旧姓等使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員間で使用している文書等で、法令等の規定に違反することのないものについては、旧姓等を使用することができる。	綾瀬市議会	1	2	1	綾瀬市議会会議規則(平成2年議会規則第1号) 第3条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
14	301	葉山町	1	葉山町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、常時勤務する葉山町職員(臨時的任用職員、会計年度任用職員及び再任用職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻その他の理由により戸籍上の氏を改めた後も、氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。	葉山町議会	1	2	2		2		1	1	1	1	1	1	
14	321	寒川町	1	寒川町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項に基づき任用される職員及び寒川町臨時的任用職員の給与等に関する規則(令和2年寒川町規則第5号)第2条に基づき任用される職員を含む、以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用するための手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。	寒川町議会	1	2	1	寒川町議会会議規則 第3条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
14	341	大磯町	1	大磯町職員旧姓使用取扱要項 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員は、法令上又は外部との関係で事務の遂行に支障を及ぼすものを除き、旧姓を使用することができる。	大磯町議会	1	2	1	大磯町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
14	342	二宮町	1	二宮町旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、二宮町職員定数条例(昭和32年二宮町条例第57号)第1条に規定する職員のうち、町長の事務部局に勤務する職員(新規に採用された職員を含む。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することを必要な事項を定めるものとする。	二宮町議会	1	3	1	二宮町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	4	2		
14	361	中井町	1	中井町旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	中井町議会	1	2	1	中井町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
14	362	大井町	2		大井町議会	1	2	1	大井町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査

都道府県	市区町村	議員の職名	問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
14	363	松田町	1	松田町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で法令又は条例の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招く恐れがないものとして次に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。	松田町議会	1	2	1	松田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
14	364	山北町	1	山北町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、山北町職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	山北町議会	1	3	1	山北町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	病気等により会議を長期欠席する場合、その期間に応じて報酬を減額する条例があるが、ケースによって判断されることとなる	1	1	1	1	1	
14	366	開成町	1	開成町職員旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 職員は、専ら職員間で使用している文章等で、法令等の規定に違反することなく、かつ、職務遂行上著しい誤解や混乱を招く恐れのないものについては、旧姓を使用することができる。	開成町議会	1	3	1	開成町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1
14	382	箱根町	1	箱根町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、箱根町職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	箱根町議会	1	3	1	箱根町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		箱根町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員の議員活動休止期間が90日を超えた場合は、次の各号に掲げる額の合計額をその超えている月の翌月に支給する議員報酬から減額する。 (1) 当該議員が受けるべき議員報酬の月額をその超えている月の現日数で除して得た額にその超えている月の議員活動休止期間(議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間を除く。)の日数(議員活動休止期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)及び100分の20の割合を乗じて得た額 (2) 当該議員が受けるべき議員報酬の月額をその超えている月の現日数で除して得た額にその超えている月の議員活動休止期間(議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間に限る。)の日数及び100分の50の割合を乗じて得た額 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により議員報酬から減額する額がその減額しようとする月における減額前の議員報酬の額を超えるときは、議員報酬から減額する額は、当該減額前の議員報酬の額とする。 3 任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散(以下「任期満了等」という。)又は死亡により議員報酬を減額しようとする月に議員報酬が支給されないときは、第1項の規定は、適用しない。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者又はそれぞれ基準日前1月以内に任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者(当該基準日において在職していた者を除く)であって、それぞれ基準日前6月の間(以下この条において「期末手当減額対象期間」という。)において議員活動休止期間があったもの(以下この条において「期末手当減額対象議員」という。)に支給される期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額をその者が受けるべき期末手当の額から減額して得た額とする。 (1) 期末手当減額対象議員が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の現日数で除して得た額にその期末手当減額対象期間における議員活動休止期間(議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間を除く。)の日数(議員活動休止期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)及び100分の20の割合を乗じて得た額 (2) 期末手当減額対象議員が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の現日数で除して得た額にその期末手当減額対象期間における議員活動休止期間(議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間に限る。)の日数及び100分の50の割合を乗じて得た額	1	1	1	1	1
14	383	真鶴町	1	真鶴町職員旧姓使用取扱要綱(平成24年真鶴町訓令第7号)第1条「この要綱は、真鶴町の一般職の職員(中略)が(中略)婚姻等の前の氏を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。」	真鶴町議会	1	2	1	真鶴町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問12-1 議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む)が あるか。	問12-2 問1で1. を選択 した場合、取得す ることが可能な休 業期間は、次のう ちどれか。	問12-3 問1で1. を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記は あるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5		問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7										
								1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
14	384	湯河原町	1. 明記した規定 があり、認めてい る。 2. 明記した規定 はないが、運用 上認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に使用 した事例も判断 したことはない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はないが、運用 上認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に 事例がない。	1. 労働基準法65 条の産前産後期 間よりも短い。 2. 労働基準法65 条の産前産後期 間と同等。 3. 労働基準法65 条の産前産後期 間よりも長い。 4. 期間の定めは ない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	湯河原町議会会議規則	1	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	湯河原町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	(議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病等により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、次の表の左欄に掲げる町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。	1	1	1	1	1	1	1
14	401	愛川町	4		1	2	1	愛川町議会会議規則	2							1	1	1	1	2	1
14	402	清川村	1	清川村職員の旧姓使用に関する要綱	清川村議会	1	2	1	清川村議会会議規則	2						1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)

都 市		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
道 区	府 町	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント」を利用してはいる又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. ハラスメント防止に関する規定がある 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していないが、現在は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定はない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
			0	3	13			17	6	2	7			7	
			2	4	6	13	2	5	5	7	13			25	
			0	0	14			11	11	24	0			0	
			31	26							13				
14	100	横浜市	4	1	2			1	1	2	2			1	横浜市防災計画 第4章 防災関係機関が行うべき業務の大綱 10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 7 横浜市男女共同参画センターの管理者 イ 災害時における女性の心やからだ等の相談窓口の提供
14	130	川崎市	4	4	3			3		3	1	議会運営の手引き 261 通称により、議会活動をしようとする議員は、世話人会で了承を得るものとする。		1	川崎市地域防災計画風水害対策編(令和3年度修正) 【地域防災計画風水害対策編(令和3年度修正) P3より抜粋】 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配属者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったセンター課題が明らかになっている。こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、市民文化局・男女共同参画室は関係局区と連携し必要な支援を行う。 男女共同参画センターの役割 平常時 ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に資する啓発事業を実施する。 ・各種事業を通じ、災害発生後に避難所やボランティア活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者とならないよう暴力は許されないという意識の普及を図る。 災害時 男女共同参画の視点に基づく情報発信。 市民文化局・男女共同参画室と協議の上、災害時における男女共同参画の視点に基づく相談変理体制を確立する。
14	150	相模原市	4	4	1	1		1	3	2	2			2	相模原市議会基本条例 (政治倫理) 第6条 議員は、市民の負託により、市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理を常に保持するものとする。 2 議員は、その地位を利用した嫌がらせ、強制又は圧力をかける行為のほか、個人としての尊厳又は人格を不当に傷つける行為を厳に慎むものとする。 3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いを持たれたときは、自ら誠実な態度をもって説明責任を果たすものとする。 4 市議会は、政治倫理に係る問題を把握したときは、必要な対応を図るとともに、市民との信頼関係の確保に努めるものとする。
14	201	横須賀市	4	4	1	1		1	1	2	2			2	横須賀市議会議員政治倫理条例 第3条第2項 議員は、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の他者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は人格若しくは尊厳を害する行為をしてはならない。

都	市	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
道	区	区	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っているか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
府	町	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント(倫理規定等)に関する規定	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していないが、現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。 3. 研修において利用していないが、現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
県	村	村															
コ	コ	コ															
1	1	1															
ド	ド	ド															
14	207	茅ヶ崎市	4	2	2					1	3	3	2		1	地震災害対策計画、風水害対策計画 地震災害対策計画 第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発 災害時における性別の違い等による課題を未然に防ぐためには、男女で災害から受ける影響が異なることに配慮することや、防災・復興の主体的な担い手として女性を位置づけることなどを通じて、地域における生活者などの多様な視点から、防災対策を考え、実施し、地域の防災力を高めていくことが重要となります。 そこで、市は、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、災害時に男女の人権が尊重され、地域の生活者がともに支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、各種の防災対策の実施や防災計画等の策定の過程において、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違いに配慮する必要性等について周知、啓発を図ります。 1 災害から受ける影響の性別による違い等への配慮の周知・啓発 性別により災害時の困難傾向やニーズの違いのあることや、災害時には衛生・育児・介護といった複雑かつ広範な生活ニーズを多様な被災者の立場から把握すること、家庭・地域・組織において人々が担っている役割・責任の違いがあり、発言力にも差があること等に配慮した防災対策について防災研修会等で周知、啓発を図ります。また、女性向けの防災知識の普及啓発等により、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性防災リーダーの育成を行います。 2 男女の人権を尊重した避難所運営の周知・啓発 男女の人権を尊重し避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、男女別のトイレ、授乳室等の整備、安心して相談等のできるスペースの確保等の男女の人権を尊重した避難所運営について周知、啓発を図ります。 第4章 平常時の対策 第6節 避難対策 第2 避難所運営体制の強化 3 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等。 第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 第4 生活再建支援策 2 一般の生活再建支援策 (3)精神的支援	

都	市	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
道	区	区	議員の利用 の できる 保育施設等 が議会に設置 または提供さ れているか。	議員の利用 の できる 授乳室等が 議会に設置ま たは提供され ているか。	議会における ハラスメント防 止に関する取 組(ハラスメン ト防止に関す る議員向け研 修を除く。)を 行っています か。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次の うちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防 止に関する議 員向け研修を 行っています か。	当該研修にお いて、令和4年 4月に内閣府が 公表した教材動 画「政治分野に おけるハラスメ ント防止研修教 材」を利用し ている又は利用 する予定はあり ますか。	男女共同参画 (ハラスメント 防止に関する もの以外)を 行っています か。	議会において、通 称又は旧姓の使 用を認めています か。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同 参画のために実施し ていることがあればご記 入ください。	男女共同参 画担当部局 又は男女共 同参画セン ターの具 体的な役割が 明確に位置 づけられて いるか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
府	町	町	1. 人員及び 場所の設置ま たは提供がさ れている。(臨 時のものも含 む) 2. 保育に必 要な場所の設 置または提供 がされている (臨時のもの も含む) 3. 設置また は提供する予 定である。 4. なし	1. 専用の場 所が設置され ている。(常 設) 2. 授乳等に 必要な場所 の設置または 提供がされて いる。(臨時 のものも含む) 3. 設置また は提供する予 定である。 4. なし	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今後 、取り組む予 定である。 3. 行ってお らず、今後、 取り組む予 定もない。	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今後 、取り組む予 定である。 3. 行ってお らず、今後、 取り組む予 定もない。	1. ハ (倫 理 規 定 等) 防 止 に 関 する 規 定	2 ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る	3 そ の 他	その他内容	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今後 、取り組む予 定である。 3. 行ってお らず、今後、 取り組む予 定もない。	1. 研修にお いて利用し ている。 2. 研修にお いて利用し ていないが 、現在は研 修を行って いないが、 今後行う 研修で利用 する予定も ない。 3. 研修にお いて利用し ていないが 、現在は研 修を行って いないが、 今後行う 研修で利用 する予定も ない。	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今後 、取り組む予 定である。 3. 行ってお らず、今後、 取り組む予 定もない。	1. 明記した規定が あり、認めて いる。 2. 明記した規定 はないが、運 用上認めて いる。 3. 明記した規定 がなく、運用 上も認めて いない。 4. 明記した規定 がなく、過去 に使用した 事例も判断 したこと もない。		1. 位置づけ られた規定 がある。 2. 位置づけ られていな い。 3. その他 (不明等)	
県	村	村															
コ	コ	コ															
イ	イ	イ															
ド	ド	ド															
																	<p>男女共同参画の視点に配慮した相談体制の整備</p> <p>市は、避難所や仮設住宅で生活する被災者が抱える多様な悩みに対応するため、男性及び女性に対する相談体制を整備するとともに、必要な支援及び助言を行います。</p> <p>あわせて、男女が気兼ねなく集まれる機会を設ける等、男女が共に助け合い、精神的負担を緩和し、1日も早く平常な生活を再開できるよう支援を行います。</p> <p>風水害対策計画</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、災害時に男女の人権が尊重され、地域の生活者が共に支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、各種の防災対策の実施や防災計画等の策定の過程において、男女共同参画の視点をもち、男女のニーズの違いに配慮する必要性等について周知、啓発を図ります。</p> <p>1 災害から受ける影響の性別による違い等への配慮の周知・啓発</p> <p>性別により災害時の困難傾向やニーズの違いのあることや、災害時には衛生・育児・介護といった複雑かつ広範な生活ニーズを多様な被災者の立場から把握すること、家庭・地域・組織において人々が担っている役割・責任の違いがあり、発言力にも差があるということ等に配慮した防災対策について防災研修会等で周知、啓発を図ります。また、女性向けの防災知識の普及啓発等により、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性防災リーダーの育成を行います。</p> <p>2 男女の人権を尊重した避難所運営の周知・啓発</p> <p>男女の人権を尊重し避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン(男女共用)のトイレの設置、授乳室等の整備、安心して相談等ができるスペースの確保等の男女の人権を尊重した避難所運営について周知、啓発を図ります。</p> <p>第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 第6 避難所運営体制の強化 4 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営となるよう女性の避難所運営委員会への参画、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン(男女共用)のトイレの設</p>

都	市	道	区	府	町	県	村	コ	コ	ド	ド	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
												問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18		問13
												議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する取組を除く。)を行っているか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
												1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)。 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)。 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント(倫理規定等)に関する規定 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、行う研修で利用する予定はない。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
14	215											4	4	2				1	2	2	2		2	
14	216											4	4	3				3	3	4			2	
14	217											4	4	1	1		南足柄市議会議員政治倫理規程 第3条第7号 ハラスメントが個人の尊厳を傷つける人権侵害であることを自覚し、全てのハラスメントをしないこと。	1	2	3	2		1	南足柄市防災アクションプラン 第7章 非常時優先業務一覧 表7 帰宅困難者対策に関すること(「女性センター」が帰宅困難者の一時滞在施設)
14	218											4	4	3				1	1	3	4		2	
14	301											2	4	3				3	3	1			1	葉山町地域防災計画(地震津波対策計画編) 第2部第6節 男女共同参画の推進
14	321											4	2	1	1		寒川町議会議員の政治倫理規定 第3条第1項第7号 議員は、町職員に嫌がらせ、恫喝、強要その他人権侵害の恐れのある行為をしてはならない。 第3条第1項第9号 議員は、他人の名譽を棄損し、又は人格を損なう一切の行為をしてはならない。また、第三者を介して同様の行為を行わせてはならない。	2	2	3	2		2	
14	341											4	4	3				3	3	2			2	
14	342											4	2	1	1	3	政治倫理推進特別委員会を設置し、調査、研究を行っている。	1	1	3	4	特になし	2	
14	361											4	4	1	1	2	中井町議会議員政治倫理条例 第3条(6) 何人に対しても、ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと	1	3	3	4		2	
14	362											2	2	1	1		大井町議会議員政治倫理規程 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(8) その権限又は地位を利用して、嫌がらせ、強制、圧力をかける行為その他人権を侵害するおそれのある行為をしないこと。	3		3	4		2	
14	363											4	1	1	1		松田町議会ハラスメント防止規程 (目的) 第1条 この規程は、松田町議会の議員間におけるハラスメントのほか、議員と議員以外の者との間におけるハラスメントを防止するための措置を講じ、全ての議員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで町政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。	1	3	3	4	特になし	2	
14	364											4	4	3				3	3	1			2	山北町議会議員通称名使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、山北町議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏名以外を議員活動に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (通称名等の使用) 第2条 議員は、あらかじめ議長に届け出て、次に掲げる事項を除き通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙職の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 町村議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの
14	366											4	4	1	1	2	開成町議会ハラスメント防止条例 上記条例すべてが該当	1	3	3	4		2	

都	市	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
道	区	区	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
府	町	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. ハラスメント(倫理規定等)に関する規定	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していないが、現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
県	村	村																
コ	コ	コ																
イ	イ	イ																
ド	ド	ド																
14	382	箱根町	4	1	1	1			箱根町議会議員政治倫理規程 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行動を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。 (2) 町又は町が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人(以下「町等」という。)若しくは町の施設の指定管理者が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約その他の契約(以下「請負契約等」という。)に関し、特定の業者のために推薦、紹介その他の不正疑惑を持たれる有利な取り計らいをしないこと。 (3) 地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける等、人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (4) 町職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。 (5) 町職員の採用、昇任又は人事異動に関して不当に関与しないこと。 (6) 町税等の納付を誠実に行うこと。	3		3	2			なし	2	
14	383	真鶴町	4	4	3					2	3	3	4				2	
14	384	湯河原町	4	4	3					3		3	4				2	
14	401	愛川町	4	4	3					1	2	3	4				2	
14	402	清川村	4	4	2					2	2	2	4			1	清川村地域防災計画 第3節 避難対策 3指定避難所の開設・運営管理 (3)避難所の運営管理 リ 災害時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。また、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。	